令和6年12月2日京都市文化市民局

[担当:文化芸術都市推進室]

文化財保護課

し電話:075−222−3130丿

令和6年度第2回京都を彩る建物や庭園審査会の開催(非公開)

この度、京都市では、令和6年度第2回京都を彩る建物や庭園審査会を開催します。 なお、本審査会は、京都市市民参加推進条例第7条第1項ただし書き及び京都市 情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報を取り扱うため、非公開とします。

1 日 時

令和6年12月11日(水)午前10時から正午まで

2 会 場

京都市役所 分庁舎地下1階 文化市民局第一会議室 (〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地)

3 議 題

令和6年度京都を彩る建物や庭園の選定及び認定について ※ 非公開理由…議論となる建物や庭園が個人所有のものを含むため

4 委 員

(敬称略)

役職	氏 名	役 職 等
委員長	清水 重敦	京都工芸繊維大学教授
副委員長	石田 潤一郎	武庫川女子大学教授
委員	井上 えり子	京都女子大学教授
委員	惠谷 浩子	奈良文化財研究所景観研究室室長
委員	栗山 圭子	京都新聞総合研究所副所長、THE KYOTO編集長
委員	嶋瀬 明彦	市民公募委員
委員	藤井 容子	京都岡崎魅力づくり推進協議会コラボレーター、
		まいまい京都事務局
委員	町田 香	瓜生山学園 京都芸術大学准教授
委員	吉田 友彦	立命館大学教授

(参 考)

■ 京都市市民参加推進条例(抄) (附属機関等の会議の公開)

くないと認められるもの

- 第7条 附属機関の会議及び市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開 しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報(京都市 情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になる場合 その他別に定める場合は、この限りでない。
- 京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報(一部)
 - プライバシー情報(第7条第1号) 特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られた